

平成27年度第2回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会議事録

1 日時

平成27年7月24日（木）午後1時40分～4時

2 場所

岡崎市役所西庁舎7階702号室

3 出席委員

山崎浩司 櫻井敬子 庄村勇人 深津有香

4 欠席委員

川畑博昭

5 実施機関職員

市民税課 池野肇 鍋田志郎 井尻智久

納税課 青山恭久 高木祐司 寄田泰弘

情報政策課 中川英樹 新實健治

6 説明のために出席した職員

総務文書課 柴田伸司 鈴木洋人

7 議題

特定個人情報保護評価（個人住民税に関する事務）の審議

8 議事（要旨）

（事務局：柴田）

本日は、平成27年度第2回の審査会に、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、「個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価」についての審議をお願いいたします。

それでは会議に先立ちまして、本日の審査会の公開について御説明申し上げます。本日の会議には、特定の個人が識別されるような個人情報が含まれておりませんので、「岡崎市附属機関の会議の公開に関する要領」第2条によりまして、公開とさせていただきます。

それでは、議事の執りまわしを山崎会長をお願いいたします。

（山崎会長）

お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、川畑先生が都合により御欠席となりましたが、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年度第2回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を始めさせていただきます。

本日の審議内容は、「個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価」の審議です。

昨年12月に「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価」の審議をしていただきましたが、再度、事務局から簡単に特定個人情報保護評価の審議の概要について説明があります。その後に、担当課から説明してもらいます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局：鈴木)

昨年12月に住民基本台帳に関する事務の全項目評価書について、御報告をいたしました。今回は個人住民税に関する事務の全項目評価書について、御報告したいと思います。

評価書の具体的な説明の前に、前回の説明と重複しますが、半年以上が経過しておりますので、特定個人情報保護評価について、改めて概要を説明させていただきます。

まず、番号法では、個人番号を含む個人情報ファイルを「特定個人情報ファイル」としており、業務システムなどで利用する「特定個人情報ファイル」を保有しようとする場合は、保護評価を実施することが定められています。

資料3を御覧ください。「岡崎市個人住民税に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の概要について」を御覧ください。

始めに、特定個人情報保護評価の目的ですが、「1 目的」の2段落目を御覧ください。特定個人情報保護評価は、特定個人情報を扱う事務について、特定個人情報の取扱方法、システム状況、情報の移転・提供先等のリスクを分析して、対策を明らかにし、評価することで、市民の信頼を得ることを目的としております。リスクを軽減するための措置をこのように講じているので特定個人情報の取扱いについて安全です、と市が自ら市民に宣言するものでございます。

次に、「3 特定個人情報保護評価についての概要」の(1)、1行目の後半になりますが、対象人数や特定個人情報を取り扱う者の数などのしきい値判断によって、3行下の、ア 基礎項目評価、イ 重点項目評価、ウ 全項目評価をすることとなっております。そして、(2)の2行目、中程にありますように、全項目評価書については、作成した後にパブリックコメントを実施して、第三者点検を受けるということが義務付けられております。この第三者が情報公開・個人情報保護審査会でありまして、昨年12月以来となりますが、今回、個人住民税に関する事務について、御報告させていただき、御意見をいただくものでございます。

資料から少し離れますが、この第三者点検につきまして簡単に申し上げますと、特定個人情報保護評価、つまり、「リスク分析に対する対策の評価」が、実施手続等に「適合」しているか、評価の目的等に照らし「妥当」であるかを御確認していただき、御意見をいただくということでございます。

「適正」であるか、「妥当」であるかの判断につきましては、前回の住民基本台帳に関する事務の全項目評価書の審査時の資料としてお渡ししました「特定個人情報保護評価指針第10(2)に定める審査の観点における主な考慮事項」が視点となります。これは、国が全項目評価の承認をする際の審査に当たり、この「審査の観点」に基づいて行うものでございます。この「審査の観点」に対して岡崎市はどのように対応しているかを記載したものが、資料4になります。「特定個人情報保護の審査の観点における考慮内容に対する岡崎市の回答」になります。前回の特定個人情報保護評価の説明では、資料4の国の審査の観点に対する市の対応について一つ一つ説明をしましたが、今回は資料1の全項目評価書を中心に御覧いただきながら、国の審査の観点の要所を抜粋して説明いたします。要点のみの説明となりますので、資料4

などにつきまして、確認したい事項がありましたら、全項目評価書の説明の後、御質問いただければと思います。

以上でございます。

(山崎会長)

御質問等はありませんか。よろしいですか。

それでは、「個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価」の審議に入りたいと思います。

本日は、市民税課、納税課、情報政策課が来ております。

それでは、説明をお願いします。

(市民税課：池野)

市民税課長の池野と申します。よろしくお願いいたします。

個人住民税に関する事務において、平成28年から、いわゆるマイナンバーを使用していくこととなりますので、それに先立ち特定個人情報保護評価書を作成したところでございます。ここでは、取り扱う個人情報の種類や取扱方法を明確にすること、想定されるリスクを洗い出し、その対策について明らかにしておくことを定めたものとなっております。

市民の信頼を得るに足る評価書となっているかと思っておりますが、審査会での御意見を賜りたいと存じます。

今回、税務部が個人住民税に関する事務で取り扱う特定個人情報ファイルは5つございます。

課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳ファイルの3つにつきましては、市民税課の賦課事務で取り扱うもの、収納情報ファイル、滞納情報ファイルについては、納税課の徴収事務で取り扱うものとなっております、2課で担当している事務について、評価書を作成したものであります。

詳細な内容につきましては、市民税課の井尻主任主査から説明させていただきます。

(市民税課：井尻)

市民税課の井尻と申します。よろしくお願いいたします。

全項目評価書を使って説明させていただきます。

全項目評価書の3ページを御覧ください。

個人住民税に関する事務の内容につきましては、地方税法に基づき、その年の1月1日に岡崎市に居住する者に対して、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税でありまして、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書などの課税資料を基に、個人住民税を計算し賦課決定するものであります。

この事務のおおまかな流れといたしましては、課税対象者を整理し、申告資料などの課税資料を受領して整理し、課税台帳を作成して、台帳を基に収納整理、滞納処分を行っていくこととなります。

その課税台帳は、福祉関係を始めとする行政サービスの根拠資料として、市内部の様々な課で使われることとなります。

※ 以下、全項目評価書を基に個人住民税に関する事務の流れ、システム（個人住民税システム、収納

システム、滞納システム、中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名管理システム）、中間サーバー、審査システム（e L T A X）、国税連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、課税資料イメージ管理システム、申告書作成システム及び確定申告書管理システムに関するシステム）の機能、課税台帳情報ファイルを例にして特定個人情報ファイルの概要及び特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策について説明

（山崎会長）

市民税課からの説明が終わりましたが、納税課からの説明はありますか。

（納税課：寄田）

同じような内容になりますので、今回は市民税課が代表で説明しました。質疑応答の際に回答させていただきたいと思います。

（山崎会長）

そうすると、取扱機関からの説明というのは終わりということですが、先生方から御質問等ありますか。

基本的に実施機関の宣言としてこれで十分かということになると思いますが、私が思ったのは、クラウドシステムをとっているからセンターに任せる、センターはしっかりした業務の取扱いのルールが定められているから大丈夫だ、という説明でしたが、そのルールは確認されていますか。

（納税課：寄田）

はい。今回、このシステム自体が今年の1月から稼働しており、まだ割と新しいシステムなものですから、まだ稼働の確認を行ってはいません。稼働前に一度現地に確認に行かせていただきまして、入室に関して指紋認証があるだとか、必ず一人しか入れないような扉が設置されているだとか、中で運用していくに当たってUSBメモリの持込みが禁止されているだとか、そういった内容も含め現地で説明を受けてきましたし、契約を結ぶときに、いわゆる法的な補償となるISOだとかプライバシーマークというようなものを持っているところを確認した上での契約ですので、そういったことで確認を取っております。

（山崎会長）

公的機関で認証されている機関というのは国という意味ですか。

（納税課：寄田）

ISOになりますと国ではなく、認証機関というものもありますので、逆にそちらの方が、国の制限や認証よりも厳しい条件を持っていたりするものですから、そういうものを複数持っているところと仕様書でうたいまして、そういった相手と契約をしております。

（庄村委員）

そういう相手先はたくさんあるのですか。

つまり某大手のそこだけなのか、それともほかにもいくつかあるのですか。

（納税課：寄田）

今回のシステムに関しましては、プロポーザル方式の設定になったわけですが、当然、大手中心に数社ございまして、そういった中から総合的に業者を選ばせていただいております。

(庄村委員)

すごく大きな仕事を願いますという話になりますが、案外、最近大きな会社がミスをする状況もありますので、そこへのリスク管理ですね。信頼しないといけない部分は信頼せざるを得ないと思うのですが、その辺りの主導権を上手く取らないと、全て任せきりにしてしまうのは怖いというのは、原発とか国の事例とかを考えても言えると思います。

もう一つ、再委託に関してのコントロールとしては、市は何か再委託先の選定に関わっているのですか。

(納税課：寄田)

基本的には、まず業者から再委託をしたいと申出がありまして、それに対して市が承認をするという形になります。

(庄村委員)

何かトラブルが起こっているという話は、大体再委託のところから何か起こっているようですが、そこに対するリスクの管理については、拝見すると最初の委託先と同じような契約書を結んでいるようすが。

(納税課：寄田)

個人情報取扱特記事項が基本にはなると思うのですが、この中に再委託先にも同等のことを結ばせることになっています。委託先と再委託先で、市が出しております個人情報取扱特記事項に準じた形で、再委託先から委託先への誓約があり、それを市が確認した上で委託先にもその誓約を取っています。そこで、再委託先で何か問題が起きたときには、委託先の責任として取り扱うということを確認させていただいております。今回業者の再委託先に関しましては、グループ企業がほとんどなものですから、そういったところに関しても問題はありませぬということは、委託先から意見をもらっています。

(山崎会長)

市としても業者やセンターに任せきりで、規定があるから大丈夫だということではなく、しっかり監督して行ってください、ということですよ。

どういうところのクラウドでどこに頼んでいるのかは、公表されているのですか。

(納税課：寄田)

今回、実は特異な事業として、豊橋市と共同でシステムを構築するというのをやまして、新聞で発表もさせていただいております。今回は日本電気（NEC）に委託をさせていただいております。岡崎市だけではなくて豊橋市も同じようにやっておりますので、今回に限っていいますと、目が2つあるような、当然岡崎市も岡崎市のルールに従って監視しておりますし、豊橋市もまた違う目で豊橋市のルールに従って監視をしておりますので、監視の強さという意味では、通常の委託より強くなっていると感じております。

(山崎会長)

ほかに何か質問はありますか。

「個人住民税に関する事務の特定個人情報保護評価」について、適切なものであると評価するという
ことでよろしいですか。

(庄村委員)

前回、選択肢のところで、「特に力を入れている」、「十分である」、「課題が残されている」という選択肢の設定の仕方が正しいのかと質問させていただきました。今回は「十分である」という形で決定していると思いますが、「十分である」と選択せざるを得ない、評価制度そのもののおかしな部分が個人的にはあるように思っています。評価制度そのものは、確か国の委託団体が作ったものですが、大丈夫でしょうか。公にはなかなか言いにくいとは思いますが、少し詰まっている部分があるとか、疑問に思っている部分があるということであれば、それも含めて少し話しておいた方が、むしろ後々何かが出てきたときに、良いのではないかと思います。答えにくい部分があるかもしれませんが。

(事務局 鈴木)

特定個人情報保護委員会の方で書式が示されておりますので、市町村単位で選択肢を変えることはないと思います。ですが、市の担当者が特定個人情報保護委員会の方とお話をした人から聞いた話ですと、本当に課題が残されているような状態であれば、課題が残されているという選択肢を選択し、これからどう
いうふうに対応していくということの評価書に書けばいい、実際そういうふうにした、と聞いております。その上で、今回のシステムの評価に当たって、課題は残されていないため、そのように選択はしていないと、事務局としては思っています。

(山崎会長)

今回出された評価の中で、課題が残されている部分は一つもないですか。

(納税課：寄田)

はい、ありません。

(山崎会長)

みんな十分だということですか。

(納税課：寄田)

はい。

(山崎会長)

十分だと記載してあるけど、ちょっと課題があるのではないかと試してみるところはないということ
ですか。

(市民税課：池野)

大丈夫です。

(山崎会長)

大丈夫ですか。納税課の方は。

(納税課：青山)

納税課もないと思っております。

(山崎会長)

情報政策課はどうですか。

(情報政策課：中川)

技術的な部分になりますが、本来特定個人情報評価というのは、自分たちが特定個人情報を保有し業務をする上で、色々なリスクがあるということをしかりと認識した上で、そのリスクに対してアクセス制限をしています、対象ファイルについてはこういう管理をしています、ということで十分であるということを出させていただいておるものですから、そういった対策については十分取られておるといふように私は思っております。

(山崎会長)

これでよろしいですか。適切に判断されているということによろしいですね。

それではここで、休憩を入れさせていただきます。

御苦労様でした。

(5分休憩)

(山崎会長)

続いて、番号法の施行に伴う岡崎市個人情報保護条例の一部改正について事務局から説明をお願いします。

(事務局：鈴木)

本日お配りいたしました「番号法に伴う岡崎市個人情報保護条例の一部改正（案）について」、こちらは資料5の改訂版となります。そして、新旧対照表の抜粋版と全体版を2つお配りしておりますが、1ページ目にアンダーラインが多い方が抜粋版でもう一つの方が全体版ですので、説明は抜粋版を使わせていただきますので、全体版は必要に応じて御利用いただければと思います。新旧対照表の抜粋版と「一部改正（案）について」を使用いたします。

「一部改正（案）について」を御覧ください。

まず、「1 条例改正の理由」について御説明いたします。

平成27年10月5日に番号法が施行されますと、国民一人一人に「個人番号」が付番されることとなります。この個人番号は、個人情報に該当しますので、岡崎市個人情報保護条例が適用されます。

ただ、この「個人番号」につきましては、ほかの個人情報と比較しまして、強力な個人識別機能を有するということを踏まえまして、番号法では、個人番号をその内容に含む「特定個人情報」や、後で御説明します「情報提供等記録」につきましては、より厳格な保護措置を講ずることとしております。

これを受けまして、岡崎市個人情報保護条例について、番号法に対応させるために必要な改正を行っていくところでございます。

個人番号の付番が始まるのが、平成27年10月5日ということですので、平成27年10月5日を改正条例の施行日と予定しておりまして、平成27年9月に条例議案を議会へ提出させていただきたいと思っております。

次に、「2 条例上の「個人情報」と「特定個人情報」、「情報提供等記録」の関係」について説明させていただきます。

まず、「特定個人情報」ですが、個人番号やそれに対応する符号をその内容に含む個人情報でございます。そして、「情報提供等記録」ですが、簡単に申しますと、特定個人情報を市町などの間でやりとりする際に、情報照会者や提供者の名称や情報の項目等を記録するということになっておりまして、その記録が情報提供等記録となります。

条例上の「個人情報」と「特定個人情報」、「情報提供等記録」の関係ですが、「条例上の個人情報のイメージ」の図を御覧ください。

個人番号を含む個人情報が特定個人情報ですので、「個人情報」の中に、「特定個人情報」が入ります。そして、「情報提供等記録」には、個人番号に対応する「符号」が含まれていますので、「情報提供等記録」は、特定個人情報になります。ですので、「特定個人情報」の中に「情報提供等記録」が入ります。

つまり、図のとおり、「個人情報」の中に「特定個人情報」が、さらに「特定個人情報」の中に「情報提供等記録」が含まれるという関係になります。

次に、「3 改正内容」について御説明をさせていただきます。

番号法では、「特定個人情報」と「情報提供等記録」の保護措置に関しまして、番号法に新規に条文を書き起こして規定している場合と、読替え形式で規定している場合がございます。書き起こし、つまり、条文の形式で規定しているものにつきましては、そのまま地方公共団体等にも適用されますが、読替えによって規定されております部分、具体的に申しますと、資料7になりますが、行政機関個人情報保護法を読み替えているのですが、この部分については、条例についても行政機関個人情報保護法の読替えと同様の内容にしていかなければいけないということになります。

では、具体的な改正内容について説明させていただきたいと思っております。おめぐりいただいて、2頁の「番号法に伴い必要となる条例改正点」を御覧ください。

表のつくりですが、左の列から、「改正項目」、「特定個人情報」と「情報提供等記録」の改正内容、「番号法改正趣旨」、一番右の列が「対応条文」として現行の岡崎市個人情報保護条例の関連する条を記載しています。

本日お配りしました「岡崎市個人情報保護条例新旧対照表」を御覧いただきながら、説明をしていきたいと思っております。

それでは、まず始めに「一部改正(案)について」の改正項目「①特定個人情報及び情報提供等記録の定義」につきまして、新旧対照表の条例第2条になりますが、記載のとおり、番号法から引用しまして、第4項で特定個人情報の定義、第5項で情報提供等記録を規定しております。

続きまして、「一部改正(案)について」②特定個人情報の利用目的以外の目的での利用に関する制限

につきまして、まず、改正内容ですが、特定個人情報につきましては、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」以外は、原則、利用目的以外での利用を禁止」となっております。通常の個人情報よりもさらに厳格な取扱いをするということでございます。

なお、情報提供等記録につきましては、利用目的以外の目的での利用が想定されないため、目的外の利用を一切禁止しています。

一方、現行条例ですが、新旧対照表の右側の現行条例の第8条を御覧いただくと、「実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を超えて個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない」と、目的外の利用を禁止しながら、ただし書で、「ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にはこの限りではない」として、「本人の同意があるとき」ですとか、「法令等に定めがあるとき」など、そこに記載された事由に該当する場合には、目的外の利用や提供を認める規定になっております。ですので、番号法に対応させるために、新旧対照表の左側、改正条例第8条第1項になりますが、条例第8条第1項で規定している個人情報から特定個人情報を除いて、条例第8条の2としまして「特定個人情報の利用の制限」を規定します。

続きまして、「一部改正（案）について」にお戻りいただき、2ページ下段「③特定個人情報の提供に関する制限」についてです。特定個人情報、情報提供等記録のどちらも番号法第19条に定めるもの以外、提供禁止となりますので、条例でも同じように規定をいたします。

これに対応させるために、新旧対照表の改正案になりますが、先程と同様に、条例第8条第1項の個人情報から特定個人情報を除き、条例第8条の3としまして「特定個人情報の提供の制限」を規定します。

続きまして、「一部改正（案）について」の3ページの一番上になりますが、「④代理人による開示・訂正・利用停止請求」です。こちらにつきましては、開示、訂正、利用停止の請求を誰ができるか、という規定でございます。改正内容ですが、番号法では特定個人情報について、本人と法定代理人、それに加えまして、任意代理人による開示、訂正、利用停止請求を認めるという形になっています。ただし、情報提供等記録につきましては、利用停止請求が認められていませんので、開示請求と訂正請求についてのみ、本人、法定代理人、任意代理人による請求を認めています。

なぜ任意代理人による請求を認めることとしたかと申しますと、特定個人情報は、機微性が高い情報であることが多く、なりすましの被害を防止するためには任意代理人を認めないという立法政策も考えられますが、一方で、特定個人情報は大量に授受され情報連携が不正に行われることへの国民の懸念が大きいこと、また、社会保障、税の分野では、専門職への行政手続の一括委任が行われる場合が多く、任意代理を認めることが国民の利便に資することになること、また、これらの分野における情報は不正確であった場合に本人に多大な不利益を及ぼすおそれがあり、本人が正確性を確認する必要性が高いことから、任意代理を認める方を優先したものとされています。また、特定個人情報等を閲覧できるウェブサイト「マイナポータル」を通じて自己の個人情報を閲覧できるようになり、自己の個人情報に対する関与が増すことにより、より一層の確認機会が必要であると考えられることから、任意代理人による請求を認めてお

ります。

条例におきましても同様の規定をするために、新旧対照表になりますが、左側、改正条例第15条の開示請求権におきまして、代理請求ができる者を規定している第2項の条文に「(特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。)」を加えます。これに関連するものが、左側、条例第16条第2項、第17条第7号でして、同様に改正します。

「一部改正(案)について」の3ページにお戻りいただきまして、「⑤特定個人情報の利用停止請求」です。番号法では、特定個人情報については、「(1) 利用制限に対する違反、(2) 収集制限・保管制限に対する違反、(3) ファイル作成制限に対する違反、(4) 提供制限違反」に対して、利用停止請求できるということになっております。ただし、情報提供等記録については、システム上、自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、利用停止請求を認めておりません。

これに対する条例の改正内容ですが、新旧対照表(P10) 条例第36条第1号で、「(1) 保有及び利用制限に対する違反、(2) 収集及び保管制限に対する違反、(3) ファイル作成制限」に対して、「利用の停止又は消去」の請求権について規定しており、第2号で、「(4) 提供制限違反」に対する「提供の停止」の請求権について規定しております。

なお、情報提供等記録につきましては、利用停止請求を認めておりませんので、条例第36条の個人情報から情報提供等記録を除いております。

「一部改正(案)について」の3ページにお戻りいただきまして、「⑥他の制度との調整」ですが、特定個人情報及び情報提供等記録につきましては、適用除外とし、調整は行わない、つまり、現行条例では「他の制度で開示されるものであれば条例による開示請求はできない」となっているところ、特定個人情報及び情報提供等記録については、「他の制度で開示されるものであっても、条例による開示請求ができる」ということをございます。

改正の趣旨でございますが、番号制度では、特定個人情報等を閲覧できるウェブサイト「マイナポータル」を通じて自己の個人情報を閲覧できるようになり、マイナポータルによる開示の方が、より利便性が高い場合が想定されるため、他の法令等により同一の方法での開示が認められる場合にもマイナポータルによる開示を認めることとしているということから、個人情報保護条例においても他の法令等による開示の実施との調整を行わず、開示請求の重複を認めることとしています。そのような番号法の趣旨を踏まえ、条例でも調整を行わないという扱いをいたします。

これに対する条例改正ですが、新旧対照表の条例第50条を御覧いただきますと、「他の制度との調整」を規定しておりまして、この条文の個人情報から特定個人情報を除くという改正を行います。

「一部改正(案)について」のお戻りいただき、おめくりいただきまして4ページをお願いいたします。「⑦特定個人情報の提供先等への通知」ですが、各地方公共団体の情報提供等記録につきましては、情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものであるため、訂正をした場合は、総務大臣、情報照会者、情報提供者に通知しなければならないとされております。

これに対する条例の改正ですが、新旧対照表の条例第35条の2を御覧ください。「訂正した個人情報の提供先への通知」としまして、同様の内容を規定します。

今御説明させていただきました部分が、番号法の制定に伴う条例改正でございまして、全て番号法の趣旨を踏まえて、特定個人情報、情報提供等記録について、番号法と同様の扱いをするために必要な改正をします。

次に、「(2) 個人情報の適正な取扱いを確保するための改正について」説明させていただきます。派遣労働者により市の事務処理が行われる場合があり得ることを考えますと、派遣労働者は現行の個人情報条例の責務規定及び罰則規定の対象となっておりませんので、個人情報のより適正な保護を図るために、条例を改正するものでございます。

改正点は、「ア 派遣労働者に個人情報を取り扱う業務に従事させる場合には、実施機関は当該個人情報の保護について必要な措置を講ずる。」、「イ 派遣労働者に対する責務規定を設ける。」、「ウ 不正な個人情報の提供等に対する罰則の対象に派遣労働者を追加する」の3点でございます。現行条例では、委託や指定管理に対しての責務規定や罰則規定がありますが、それに派遣労働者を加える改正をします。

最後に、「(3) その他の改正」についてですが、番号法読替え後の行政機関個人情報保護法に準じて改正案を作成する中で、条例では「個人情報を取り扱う事務の目的を超えて」という表現で、行政機関個人情報保護法では「利用目的以外」となっておりまして、同じ条例の中で表現が異なるというのはよろしくないということで、条例第7条、第8条を行政機関個人情報保護法に合わせる改正を行います。

条例の改正については以上でございます。

(山崎会長)

何か質問はありますか。

条例の改正はもう全国的にこのようになっているのですか。

(事務局：鈴木)

基本的には、こういった一部改正をするのがよろしいですよと、書籍に載っているものであったり、全国町村会で一律こうしましょうというようなものを決めていたりしておりますので、個人情報保護条例につきましても、番号法の施行を受けて、こういったものに準じた改正を予定しております。

(山崎会長)

ほぼ全国共通ですか。

(事務局：柴田)

基本的に地方公共団体の個人情報保護条例は独自の条例ということで、国は国で行政機関の保有する個人情報保護に関する法律でもってやっているわけですが、地方は根拠となる法である個人情報保護法があるんですけど、細かなことはそこには書いていないものですから、独自で決めていかなければならず、若干各自治体によって書きぶりが違うというところがあります。番号法にも書いてあるとおり、国の行政機関の保有する個人情報保護に関する法律は読替え規定があるのですが、地方公共団体の場合は趣旨に準じて適切な必要な措置を講ずるものとするという規定があり、条例改正をしているということでござ

います。

個人情報の中に特に厳しく保護しなくてはならない特定個人情報がさらに入って来ましたものですから、それを区別して保有の制限、利用の制限について規定を盛り込んでいるというのは、どこの自治体も同じことだと思います。

(山崎会長)

何か先生方、御質問はありますか。

(庄村委員)

いわゆる個人番号が付いたものが特定個人情報と整理されるものでありますよね。色々な情報に個人番号が付いて一つの情報が出来上がっているのが特定個人情報だと思いますが、個人情報としてみる、つまり個人番号が付いていない情報については、従来の条例どおりだけれども、個人番号が付いている情報だとかなり制限がかかってくるというイメージでいいですか。もう一つは、利用目的って言う議論がありますが、従来はバラバラに管理されていて、その個人情報を他のことに利用するときは審査会を経て目的外に使うというようなことがあった気がするのですが、特定個人情報の場合は、最初の利用目的っていうのが、かちっと決まっている、ということでしょうか。

(事務局：柴田)

特定個人情報は、社会保障とか税とか防災の用途について法律で、別表でこういったときには使えますよということになっていて、その他独自に使う場合には条例で定めることになっています。法律の別表で書いているものと、条例で定めたものは、本人からの承諾なしに使えます。

(庄村委員)

特定個人情報については、法で定めているもの以外は条例で制定しなければならないけれども、通常の個人情報はそうでないということですね。

(事務局：柴田)

個人番号が付いていないものは、通常どおりのこの条例に基づいて、利用し、手続きをしなくてはならないということです。

(事務局：鈴木)

現在条例改正につきましては、細部を条例担当である法規訟務班と詰めているところでございますので、また少し変更が出るかもしれません。

(事務局：柴田)

大幅なものではないですが例えば、新旧対照表に情報提供等記録の定義規定がございますが、「番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録」という案があるのですが、他市や書籍では、この部分の改正の案に、「規定する記録に記録された特定個人情報」という使い方がされています。他都市の条例改正されたものの公告を見ますと、そういった書きぶりが多いというのは、もともとの番号法の書きぶりからもそういった形かと、この辺りで揺れがあるものですから、今原案をお示しさせていただいているのですが、最終的には変更になる可能性があるかもしれないことを御了承いただければと思います。

あと、任意代理の話になりますが、特定個人情報につきましては、任意代理は番号法で定められているからできますが、今までの個人情報については、任意代理は認めてきませんでした。通常の個人情報の任意代理については各市色々な考え方があって、任意代理を認めているところもありますし、岡崎市は認めない方向でやっていますけれど、この辺りにつきましては、この機会に見直しも考えるべきなのかどうかですけど、基本は御本人の申請に基づくものだということだと思います。たまたま御本人が出来ないような状況にあった場合にどうかということだけは考えなければならないのかと思っております。具体的にまだ規定を変えるまでは至っておりません。今回のこの中には入れ込んでおりません。

行政不服審査法がらみの改正につきましては、今回の改正には入れずに先送りになっております。また12月議会に予定しておりますが、不服申立ての規定が審査請求に変わるということで、個人情報保護条例と情報公開条例の2本とも一緒にやりたいので、今回の改正には入れておりません。

(山崎会長)

今の説明というのは、この審査会に意見を出すという話ではないですよ。

(事務局：柴田)

特に諮問という形ではなくて、こういった改正をさせていただくということで、事前にこういう考えでこういったところを改正したいということで、御意見をいただければということです。

(山崎会長)

条例が改正されれば、その改正された条例に従ってするという話になりますね。

(事務局：柴田)

今のところ、そういう意味で9月議会に出していく予定なので、決裁を取りまして議案をあげて9月から始まる議会でもって議決をいただいとを考えています。

(山崎会長)

御意見はありますか。

(櫻井委員)

個人情報という言葉の中にいくつか種類があって、取扱いが違って来る点が分かりにくいのかなという印象が確かにあります。

(山崎会長)

個人情報と特定個人情報、情報提供等記録を分ける実益はあるのでしょうか。

(事務局：柴田)

国のように法律でカバーしていただければ統一な規定でやれると思いますが、地方については、番号制度を始めるから特定個人情報だけはこうしろと法律で制約されているものですから、今まで自治体で作っていた条例の中に、それだけが制約が被せられたということで分かりにくくなっています。

(山崎会長)

この点について何か御意見等なければ、これについてはこれくらいにしましょう。

続いて、学校指導課から「児童・生徒、教師健康管理事務」に係る個人情報の目的外提供について報告

をお願いします。

(学校指導課：宮代)

学校指導課の宮代と申します。学校指導課の個人情報目的外提供について御報告させていただきます。

対象となる事務は、児童・生徒、教師健康管理事務になります。この事務は学校保健安全法に基づく検査及び健康改善に関する事務であり、小中学校の児童生徒、教師の尿検査、結核検査、心電図、血液検査等の検査結果といった個人情報を取り扱っています。情報の提供についてですが、公益社団法人愛知県医師会から心電図について情報の提供依頼があり、業務目的外の提供をいたしました。愛知県医師会の提供情報の利用目的としましては心電計の保守管理、記録手技について実際に記載された心電図に基づいて集計、解析処理を行い、心臓検診の質的向上を目指すことを目的としています。本来の業務目的であります検査・健康改善とは異なる目的ではございますが、県内の学校における心臓検診の質の向上に寄与するものであるとし、目的外提供することとしました。提供する情報の内容としましては、席上配付させていただきました、心電図、問診票、医師の心電図診断、医師の判定のそろった資料となります。具体的には別紙の問診票、それからA3の用紙となります。このA3用紙の上半分の波形部分が心電図に関する情報になります。中段から下3/4部分までが医師の心電図診断の情報でありまして、残りの下1/4部分、太字になっている「問診 特記事項なし」、この場合だとそう書かれている部分ですが、ここが医師の判定部分になります。提供データの情報としましては、問診票は紙ベースの情報、その他の部分は電子データの状態であります。A3部分のものは本来データのみ情報ではありますが、今回は説明の便宜上紙で抽出し内容を見られるようにしております。データの提供の仕方としましては愛知県医師会から岡崎市教育委員会へ依頼が来たのち、岡崎市教育委員会からデータを保管している岡崎市医師会に連絡し、愛知県医師会へ情報提供しています。電子データについては、CDで提供し、終了後に返却されています。

以上が説明の内容になります。よろしく願いいたします。

(庄村委員)

電子データについて、別紙打ち出したデータの左下のところに、氏名、性別、年齢とありますが、実際は加工しているのですか。

(学校指導課：宮代)

実際には個人の名前が入っています。今回お持ちするに当たって白抜きにさせていただきました。

(事務局：柴田)

提供した中には個人情報が入ったままで出したということですか。

(櫻井委員)

問診票もそうですか。何も消していないものを出したのですか。

(学校指導課：宮代)

問診票も同じです。原本の提供を依頼ということできていますので。

(山崎会長)

もう一度、提供した理由を教えてください。

(学校指導課：宮代)

提供した理由としましては、医師会の方が小中学校から岡崎市と同様にサンプリングを集めまして、医師会の中で心臓検診の精度を調査してしまして、医師会の医師が心電図と診断を見て、医師が多数いますので、その平準化を計るためにこういったことをやっています。そのためのサンプルデータの提供となります。

(山崎会長)

そうすると、利用目的外に出すことについては、どこの条文になりますか。

(事務局：鈴木)

第8条第5項になります。

(山崎会長)

世のため人のためということですか。

(学校指導課：宮代)

はい、医療の質的向上を目指している、ということです。

(山崎会長)

名前を出す必要はあるのでしょうか。

(学校指導課：宮代)

名前をカットするのは難しいです。

(庄村委員)

利用された後の個人情報に廃棄しているのですか。

(学校指導課：宮代)

CDで情報を渡して、返してもらい、というふうに取り扱っています。

(山崎会長)

件数は何件くらいですか。

(学校指導課：宮代)

福岡小学校と福岡中学校が該当してしまして、合わせて284人分です。

(山崎会長)

相当の理由があり、かつ、個人の利益の不当に害するおそれがないと、いうことであれば相当でしょうということになりますが、何か御意見はありますか。

(深津委員)

この問題は初めてあったのでしょうか。

(学校指導課：宮代)

いえ、毎年きています。

昨年まで審査会での報告がされていなくて、今回事務を進めるに当たり、目的外の提供であるということで、相談させていただきまして、御報告させていただいている状況になります。

(櫻井委員)

名前は必要ないと思います。問診票であれば紙なので消せますね。

(学校指導課：宮代)

問診票は原本の提出を依頼されていて、ここの部分の個人情報を消すのは難しいと思います。

(櫻井委員)

原本じゃなくてコピーを渡すとか。データをとるのに名前は必要なのかなという気は、ちょっとします。

(学校指導課：宮代)

300人分渡して問診票で1から300まで番号をふって、こちらのデータの方も同じ番号で1から300までふって渡すということでしょうか。

(櫻井委員)

必要性はあるにしても名前までは開示しないといけないのかなと思います。あるいは、事前にデータを提供する可能性があります、と同意を取っておくかですね。

全部が全部名前まで出す必要があるのか、目的外でそこまでの情報を出すのはどうなのかなと思います。

問診票の中の「保護者の方々へお願い」を見ると、「個人情報を完全に消去した統計データとして、学校保健向上を目的とした学術活動に使用することがあります」とありますが、少し違います。個人情報を完全に消去していないですし。

(学校指導課：宮代)

例えば、ここのお願いの中に一文を加えるということでしょうか。

(櫻井委員)

もしそういう可能性があるのでしたら、入れた方がいい気がします。名前まで消せないという話になると、かなり特定されるデータになってくると思うので。

(事務局：柴田)

医師会の方が名前とか生年月日とか特に求める必要性がなくデータのみで事足りるならば、基本的には出すべきではないということだと思います。

(事務局：鈴木)

その辺り対応いただけそうですか。

(学校指導課：宮代)

医師会と相談してみないと、分かりません。

(事務局：柴田)

毎年ですよ。また次回もあるわけですよ。

(山崎会長)

今回、提供したものの後の事後的な報告だから、検討してくださいということによろしいですかね。今後については、そういうような対応がとれるか検討してください。

(学校指導課：宮代)

わかりました。

(学校指導課退席)

(国保年金課：富安)

国保年金課 富安と申します。お願いいたします。

(事務局：鈴木)

資料は、本日お配りしました、特定健康診査等後期高齢者の健康診査事務に係る個人情報の外部提供について、それから介護給付実績管理事務及び特定健康検査等後期高齢者の健康診査等事務に係る個人情報の外部提供についての2つになります。

(国保年金課：富安)

特定健康診査等の後期高齢者の健康診査事務に係る個人情報の外部提供について説明します。

岡崎市の国民健康保険被保険者に対する特定健康診査等の健康診査のデータ及び医療機関にかかった時の診療報酬、明細等のデータ、こちらにつきまして、特定保険診療に関するデータでございますが、国保連合会が運営しております国保データベースシステム（KDB）がございまして、岡崎市の国保は、こちらの方で保健事業の処理を行っております。後期高齢者の情報につきましても、KDBにあるわけですが、現在相互間での運用は制限がかかっております。

国保の被保険者も75歳になりますと、後期高齢者に移行していきます。そちらの方の健康診査も行っておるわけですが、双方でこれを利用することが今のところ出来ていないものですから、今回調整によりまして国保データベースシステム内の国民健康保険の被保険者の特定健康診査及び診療報酬等のデータを後期高齢者と突合することにより被保険者の保健指導に役立てていくということで提供したいということでございます。

(山崎会長)

何か御意見はありますか。

これは、診療報酬明細は白紙のままではなく、全部個人情報が入りますね。

(国保年金課：富安)

実際はそこに医療機関にかかったときの内容等が全部入ってきます。傷病名だとかそういったものも入ってきます。ですので、健診の結果とその方がかかっている傷病の状況を付け合わせして、例えば糖尿病だとかそういったものは優先的に保健指導の対象としてきますので、そういったものの情報として活用させていただいています。

(山崎会長)

何か御意見ございますか。

利用者の健康のために有益だということですか。

(国保年金課：富安)

例えば、生活習慣病、糖尿病等なって医療機関でしっかりと治療していただければ、まず問題ないですが、健康診断をやった結果、レセプトと付け合わせをしたとき、まだ医療機関にかかっていない、だけど数値は悪い、そういうような方には特にこちらの方から医療機関にかかっているように勧奨をしたり、生活を改善していくような指導を進めていく必要がありますので、それに役立てていくということでございます。

(庄村委員)

岡崎市としては、ほかのところからも情報をいただくような形となると思いますが、岡崎市として何か事業をやっていくということもあるのですか。

(国保年金課：富安)

74歳までは国保の方で被保険者になるものですから、把握しているのですが、75歳以後は後期高齢者になってきますが、人としては継続しますので、その流れは確認がいるかと。

(庄村委員)

ぶつ切りになっていたところ、それを継続してやることによって効果的な何かができるということですね。

(山崎会長)

相当でしょう、ということよろしいですか。

何か意見ありますか。

(深津委員)

後期高齢者になった方が過去に国民健康保険に入っていたときの健康診断とかの状況を教えるっていう意味ですか。

(国保年金課：富安)

現状これから後期になる方も今の状況を引き継いでいくものですから、そちらの方で今度また指導の対象にしていかなければならないです。

(庄村委員)

覚書に情報提供の範囲はないですが、どうですか。

(国保年金課：富安)

保険者間で相互ですから。例えば後期はそうですし、介護との関係であれば国保でありながら介護保険の対象になっている方も当然ありますので、相互の保険者が持っている形になります。

(庄村委員)

岡崎市として提供するの、資料として2枚ついていますが、この2つのデータを見ることが出来るというところが、目的外利用の範囲ということですね。

(山崎会長)

70歳以上の市民のデータがいくとか、そういう縛りはないですか。

(国保年金課：富安)

それはいいです。被保険者としての国保の方の保険者として持っているデータになりますので。

(山崎会長)

全データがいくのですか。

(国保年金課：富安)

はい。

(庄村委員)

個人番号は付くのですか。

(国保年金課：富安)

今、健診データについては、その部分を国が法律上改正しようとしているのですが、例の年金の問題があつて、審議が止まっています。

(山崎会長)

相当であるということによろしいでしょうか。

(国保年金課：富安)

最後の1件ですが、こちらにつきましては、今の国保データベースシステムに絡んで来るのですが、こちらの国保データベースシステムは、国保連合会の中で市町村と広域連合の中で締結する形でデータを集約させるのですが、今回そちらの中のデータの特定健康診査、後期高齢者の関係のデータベースにつきまして、厚生労働省の保険局医療介護連携政策課というところから厚生労働省の行う地域における医療介護の連携強化に関する調査研究に活用したいということで、データを抽出して統計データを作成したい、と申出がありました。それに伴いまして、抽出項目を最後に付けてあるのですが、こちらのデータを最終的に使うのは統計的なデータとして出すわけですが、その抽出作業を愛知県国保連合会の上部団体である厚生労働省の方から委託を受ける国保中央会でデータ抽出の作業を行うということでありまして、その過程においていわゆる個人情報的なものをこのデータを提供して欲しいという部分がありますので、今回目的外利用という形であげさせていただいております。

その内容につきましては、厚生労働省側から覚書が来ております。最終的に出てくるものは統計データ的なものになるんですけど、抽出段階においては個人の情報部分が入ってくるような形とですので、今回、提供ということであげさせていただいております。

(事務局：柴田)

個人名は出てないですね。

(国保年金課：富安)

個人名は出ないですが、生年月日、性別等が入ってきますので、特定可能と判断させていただいてます。

(櫻井委員)

国保中央会との関係では、情報提供するときの契約はないのですか。

(国保年金課：富安)

連合会と市長村の側は先ほどの覚書があります。中央会というのは連合会の上部の団体になるものから、そこ岡山市などの市町村との契約等は直接ないのですが、連合会と中央会というのは委託を行っているという形になっております。

(事務局：柴田)

連合会は愛知県の連合会ですよ。

(国保年金課：富安)

そうです。

(櫻井委員)

市から出ているから国と契約を結ぶのは分かりますが、岡崎市自体は人の名前まで入っているデータを国保中央会に渡すわけですよ。

(国保年金課：富安)

連合会経由で行きます。直接中央会に渡すのではなくて、国保データベースシステムを運用していますので、国保連合会側で持っているデータを利用するという形です。

覚書の第1条でも国保中央会を経由して厚生労働省へ提供する形となっています。

(櫻井委員)

連合会と中央会はどういう関係の団体ですか。

(国保年金課：富安)

国保連合会というのは、国民健康保険法の保険者、いわゆる市町村になるんですが、そちらの方で集まって作れる団体でして、県単位であるのですが、愛知県の国保連合会は、愛知県内の各保険者が共同で作っている形になります。そちらについては、国民健康保険法上で設立出来るという規定がありまして、国や県の指導監督を受ける団体になっております。

中央会は国保連合会の集まった上の一つの団体の位置付けになっておりまして、そこについては厚生労働省の傘下のような形です。民間まではいかない公的な団体です。

(櫻井委員)

連合会の上部団体みたいな感じですか。

(国保年金課：富安)

直接の上部ではないですが、国の方から連合会経由でくるものは中央会を通してくるような形になっています。

(事務局：柴田)

連合会を取りまとめているということですかね。

厚労省が中央会に依頼して、そこから流れてくるのですか。

(国保年金課：富安)

そうです。

(山崎会長)

被保険者の情報はもう国保連合会が持っているのですよね。

(国保年金課：富安)

国保連合会は国保データベースシステムそのものを国保連合会で運営していますので、そこに入っています。

(山崎会長)

それについて国保連合会が国保中央会を通じて厚生労働省に提供しますよということについて、同意してちょうだいということですよ。市が改めて国保連合会に情報を提供するというのではなくて、承諾するということですよ。

(国保年金課：富安)

はい、そうです。

(山崎会長)

何か御意見ありますか。

特に問題はないということによろしいですね。

本日はここまでにしたいと思います。

以上で平成27年度第2回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。